

就学援助に関する 大切なお知らせ

令和6年度一斉受付期間

1月24日(水)から2月7日(水)まで

学校または教職員課（市役所5階）にて受付を行います。

□支給時期は5月と10月です。対象の皆さまの学校にかかる費用の経済的負担の軽減を図るため、学校長に直接支払います。就学援助を認定された保護者の皆さまには、就学援助分を除いた学校納付金を負担していただきます。

□詳しくは、別途1月に配布するA3版『令和6年度就学援助制度のお知らせ』をご確認のうえ、一斉受付期間内にお申込みください。必要な方は、手続きをお忘れのないように、お願いいたします。

*なお、所得基準については令和4年中の所得額を基準とします。

*就学援助とは・・・子どもを市立の小中学校に就学させるのに、経済的な理由で困っている保護者に対し、学用品費、修学旅行費などを援助する制度です。

松原市教育委員会事務局教職員課